

## 公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

平成23年12月1日

支出負担行為担当官  
岩手労働局総務部長 加藤 博人

### 1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 平成23年度長期失業者等総合支援事業 一式
- (2) 実施主体 岩手労働局職業安定部職業安定課  
盛岡市中央通二丁目1-20
- (3) 事業概要 長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、民間職業紹介事業者委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職場定着支援などの就職支援を実施する。
- (4) 契約期間 契約締結後、平成24年12月31日まで
- (5) 仕 様 「平成23年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。

### 2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第71条に規定する次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
  - ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ② 契約候補者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ③ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑤ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 企画書提出時において、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、企画競争に係る対象地区における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。

- (4) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ、受託した事業を実施する時点で、有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。
- (7) 受託した事業を実施する時点で、対象地区を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が、対象者の利便等を考慮して指定する地域内（必要に応じて、複数の地域を指定することも可）に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。
- (8) 受託した事業を実施する時点で、本事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。
- (9) 受託した事業を実施する時点で、本事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。
- (10) 労働力需給調整に係る法令等に違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- (11) 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- (12) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、過去2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (13) 就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として不適当であると、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (14) 国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人で、その業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に定める不利益処分）を受けた者であり、処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として不適当であると、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (15) 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）が、上記(10)から(14)に該当しない等であるために、本事業を実施する

者として不適当であると、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。

- (16) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は常用労働者数が200人以下であって、障害者雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し、雇用改善を図っていると支出負担行為担当官が判断する者であること。なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。
- (17) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (18) 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (19) 就職支援、求人情報提供及び職業紹介に係る実績を過去3年以上有する者であること。

### 3 契約候補者の選定

「平成23年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として一者を選定する。

### 4 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時及び場所

平成23年12月15日（木）13時

〒020-8522

岩手労働局中央通庁舎2F会議室

盛岡市中央通2丁目1-20

(2) 受付方法等

電話又はFAXにて受付する。なお、会場の都合により、参加人数は一事業者当たり最大2名とする。

### 5 企画書募集要領を交付する日時及び場所

平成23年12月1日（木）～平成23年12月16日 9時～17時

〒020-8522

岩手労働局職業安定部職業安定課

課長補佐 鈴木 強司

### 6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 平成23年12月1日（木）～12月16日（金）9時～17時

(2) 受付先 岩手労働局職業安定部職業安定課 課長補佐 鈴木 強司

電話：019(604)3004、FAX：019(604)1533

(3) 受付方法 FAXにて受付する。

(4) 回答期日 平成23年12月22日（木）17時までに、企画競争参加者に対してFAXにて回答する。

## 7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年12月22日（木）17時
- (2) 提出先 上記6に同じ
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。
- (4) 提出書類 「平成23年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

## 8 その他

- (1) 企画書及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 企画書の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、その他企画競争参加条件に違反した者の企画書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 事業者の選定方法  
岩手労働局職業安定部職業安定課を事務局とする企画書評価委員会において、企画書をもとに総合的に審査し、決定する。
- (6) その他  
詳細については「平成23年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。